

# IKZO Online サービス利用約款

「IKZO Online サービス利用約款」（以下「本約款」といいます）は、ウイングアーク1st株式会社（以下「ウイングアーク」といいます）が提供する運送会社向けのクラウドサービスである「IKZO Online」（以下「本サービス」といいます）をご利用されるお客様に適用されるものとし、お客様は、本サービスの利用をお申込みいただいた時点で本約款の内容に同意したものとみなします。なお、本約款の他、本サービスの利用において、個別の約款、規約、ガイドライン、ポリシー等（以下総称して「規約等」といいます）が付加される場合があります。本サービスご利用の際にこれらの規約等についても内容をご確認ください。本サービスをご利用いただいた時点で、お客様は、これらの規約等の内容についても同意したものとみなします。また、ウイングアークの販売代理店がお客様に本サービスを販売する場合、本約款は、お客様と本サービスの販売代理店との本サービスの販売に関して、ウイングアークからお客様に対する本サービスの提供にも適用されます。また、ウイングアーク所定の本サービスの利用申込みに関する書面に署名または記名・押印した行為者がおお客様の使用人またはその他代理人である場合、当該行為者は、お客様に効果を帰属させる権限またはその代理権限が与えられていることをお客様は表明し保証するものとし、かつ、その行為はお客様を代理してお客様のために実行され、その効果はお客様に帰属するものとします。

## 第1条（定義）

本約款における用語の定義は、本約款で別に定めるほか、以下のとおりとします。

- ① 「お客様」とは、本約款に同意のうえ、ウイングアーク所定の手続に従い本サービスの利用を申込み、ウイングアークによって本サービスの利用を許諾された法人またはそれに準ずる団体をいいます。
- ② 「利用ユーザ」とは、お客様の管理のもと、本サービスの利用者としてお客様が設定した個人をいいます。
- ③ 「ユーザアカウント」とは、本サービスを利用するために設定されるIDおよびパスワードをいいます。
- ④ 「車両数」とは、本サービスで配車対象とするために情報登録され、かつ有効化対象とされた車両（トラック等を指すがそれに限られない）数をいいます。
- ⑤ 「本注文書」とは、本約款に同意のうえ、本サービスの申込みを行うための注文書類（ウイングアーク所定の申込書その他の添付書類を含みます）で、お客様とウイングアーク（およびお客様とウイングアークの販売代理店の場合を含みます）との間で、随時契約として締結されるものをいいます。本注文書は、本約款を参照することによって、本約款に基づく本サービスの提供に関する契約（以下「本契約」といいます）に組み込まれたものとみなされます。
- ⑥ 「有料サービス」とは、お客様が本注文書に基づき申込みされる本サービスの一つです。
- ⑦ 「無料サービス」とは、お客様が本注文書に基づき申込みされる本サービスの一つで、「有料サービス」で提供される機能に一定の制限を設けられることを条件に無料で本サービスの利用を行えるものをいいます。
- ⑧ 「無料トライアル」とは第7条に記載されている条項に従って提供される本サービスの試使用行為をいいます。
- ⑨ 「販売代理店」とは、本サービスを販売可能とする契約をウイングアークと締結した法人またはそれに準ずる団体をいいます。

## 第2条（契約の成立等）

1. お客様が、ウイングアーク所定の方法で本サービスに申込み（販売代理店を経由して申し込む場合を含む）、ウイングアークが当該申込みを承諾のうえお客様に対して通知したときに、本契約が成立するものとします。なお、当該お客様による申込みからウイングアークの10営業日以内にウイングアークおよび販売代理店からお客様に対して通知がない場合には当該申込みは拒絶されたものとみなされます。
2. 本注文書により本サービスに申込み頂くお客様は、本契約を締結する権限を有する一人（またはそれに準ずる団体）であるものとします。
3. お客様は、本注文書について、現在の正確かつ完全な情報を記入し、虚偽の記載を行わないものとします。また、お客様は、第1項に基づきウイングアークに対して本サービスへの申込み後は、ウイングアークの事前の書面による承諾なく、申込み内容の変更または撤回はできないものとします。また、本契約の契約期間中、お客様は本契約を解約できないものとします。
4. ウイングアークは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの申込みを承諾しない、または本契約を解除することができるものとします。なお、次の各号のいずれに該当しない場合であっても、ウイングアークは、その単独の裁量により、お客様の申込みを承諾しないことができるものとします。
  - ① お客様の申込みが不実の内容であった場合
  - ② お客様が過去にウイングアークが提供するサービスにおいて契約上の義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあるとウイングアークが判断した場合
  - ③ 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であるとウイングアークが判断した場合
  - ④ その他ウイングアークが業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

## 第3条（本サービスの利用）

1. ウイングアークは、本契約、本約款、本注文書および別途ウイングアークが通知する本サービス内容に従い、お客様に対して、日本国内において、非独占的、譲渡不能でかつお客様の内部業務目的でのみ本サービスを利用できる権利を許諾します。
2. ウイングアークは、お客様に対して、本注文書で定められたサービスの利用開始日前日までにウイングアーク所定の方法でユーザアカウントを発行します。お客様は、ユーザアカウントを自己の責任において管理し、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供しまたは担保に供する等いかなる処分もしてはなりません。また、お客様のユーザアカウントが第三者に利用されたことによってお客様が損害を被った場合においても、ウイングアークは一切責任を負わないものとします。
3. お客様は、利用ユーザに対して本約款および規約等の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。また、別途ウイングアークが認めた場合を除き、お客様は、利用ユーザ以外に各サービスを利用させないものとします。利用ユーザが本約款または規約等に違反した場合、ウイングアークは、当該違反をお客様による違反とみなすものとします。
4. お客様は、本注文書によって申込みした車両数を上限として本サービスを利用するものとします。契約期間中、本注文書で申込みした車両数を超過して利用する場合、あらためて本注文書にて利用する車両数を変更する旨を事前申込みの上、本サービスを利用するものとします。なお、申込みした車両

数について契約期間中は削減できないものとします。

5. お客様は、無料サービスから有料サービスに変更を希望する場合は、本注文書にてサービス変更する旨をウイングアークに事前申込みの上、本サービスを利用するものとします。なお、有料サービスから無料サービスへの変更は認められないものとします。
6. ウイングアークは、本サービスの利用に関する取扱方法や制限事項を設け、またこれらを変更することができるものとします。お客様は、本サービスの利用について、将来提供予定の機能または特徴の提供を条件とするものではなく、また将来提供予定の機能または特徴に関するウイングアークの口頭または書面による対外的なコメントに依存するものではないことに同意するものとします。

#### 第4条（サービスの利用開始日／契約期間）

1. お客様が本注文書で指定するサービスの利用開始日は毎月1日とし、契約期間はサービス利用開始日から1年間とします。ただし、契約期間についてはウイングアークの事前の承諾がある場合はその限りではないものとします。
2. 契約期間の期間満了30日前までにお客様またはウイングアークが相手方に対して解約の意思表示をしない場合、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。なお、初回の契約期間が12か月に満たない場合、次回以降の契約期間は1年更新とします。

#### 第5条（有料サービスの利用料金）

1. お客様は、本注文書に従い、本契約に基づく利用料金を支払うものとします。なお、利用料金は本サービスの申込みに基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。また、お客様からウイングアークに対して支払済みの利用料金については、事由の如何を問わず返金されないものとします。
2. ウイングアークは、お客様に対して、本契約に基づく利用料金を本注文書に記載のある利用開始日前に請求を行います。請求された料金は、当該利用開始日の当月末を支払期限とし、契約期間を更新した場合も同様とします。ただし、本注文書に別段の定めがある場合はその限りではありません。
3. お客様は、契約期間中は、ウイングアークに対し、完全かつ正確な請求情報および連絡先情報を提供し保持する責任を負います。
4. ウイングアークが何れかの請求金額を支払期限までに受領できなかった場合、ウイングアークは、自己の判断で、次の何れかまたは双方の措置を取ることができます。
  - ① 当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、各月の未払残高に対し年率14.6%の遅延損害金を加算して請求すること
  - ② 前項の定めよりも短期の支払条件を、将来の本契約の更新および本注文書の条件とすること
5. お客様とウイングアークとの間で他の契約（本契約以外の契約を指します。）が締結されている場合において、お客様が、当該他の契約に基づく金銭債務の履行を30日以上遅滞している場合、ウイングアークは、当該債務が全額支払われるまで、本サービスのお客様に対する提供を停止することができるものとします。
6. 前各項にかかわらず、お客様が販売代理店を経由し利用料金を支払う場合、利用料金および支払条件はお客様と販売代理店、販売代理店とウイングアークそれぞれで取り決めるものとします。ただし、ウイングアークに対して利用料金が支払われた時点で、お客様による利用料金の支払義務が履行されたものとします。

#### 第6条（技術サポート）

1. ウイングアークは、お客様に対して、ウイングアークが別途定める内容に従い、ウイングアーク所定の方法で本サービスの技術サポートを提供します。お客様は、本サービスの技術的なサポートは、ウイングアークのみに連絡し、ウイングアークによる技術サポート提供に必要な協力（障害原因の切り分け等を含むがこれらに限られない）を行うものとします。
2. お客様は、ウイングアークが、技術サポート（納品作業および別途ウイングアークが提供する役務サービス等も含まれる）の提供のため、お客様が利用する本サービスにアクセス可能なアカウントを発行し、そのアカウントを使用しお客様が利用する本サービス（お客様のデータを含みますがこれに限られません）にアクセスすることに同意するものとします。
3. ウイングアークは、次の条件を前提に技術サポートをお客様に提供するものとします。
  - ① 本サービスを利用する前提となるお客様のコンピュータのOS（オペレーティング・システム）および前提ソフトウェアが製造元の通常サポート対象となっていること
  - ② 本サービスの技術サポートをウイングアークから提供する場合において、ウイングアークの製品・サービスに起因するかまたはそれら以外の製品・サービス（以下「第三者製品等」といいます）に起因するかの切り分けの必要性がある場合、お客様はウイングアークに対して、お客様による当該第三者製品等の製造元への問合せ等切り分けに必要な協力すること。また、技術サポート提供に伴いお客様が実施されるシステム検証等の費用は、お客様にて負担すること。
4. お客様は、お客様の依頼によってウイングアークが別途定める技術サポートの範囲を超える対応を実施した場合、当該対応に係る費用をウイングアークに対して支払うものとします。

#### 第7条（無料トライアル）

1. ウイングアークは、お客様に対して、自己の裁量で本サービスを無料のトライアルのために提供する場合があります。当該無料のトライアルを提供する場合は、ウイングアークは、お客様に当該トライアルの期間（以下「無料トライアル期間」という）を通知するものとします。ただし、無料トライアル期間中に、お客様が有料サービスまたは無料サービスに移行した場合、または無料トライアル期間についてお客様とウイングアークで別途合意した場合はこの限りではないものとします。なお、お客様が無料トライアル期間中に有料サービスまたは無料サービスに移行した場合、または無料トライアル期間後に有料サービスまたは無料サービスに移行しなかった場合は、本契約は無料トライアルの終了または無料トライアル期間満了と同時に終了するものとします。
2. ウイングアークは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用される場合、お客様の同意を得ることなく、本サービスの改良その他の事由のために保存データの一部または全部を削除することができるものとします。
3. ウイングアークは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用する場合、本約款第10条で定める保存データの保管義務および第6条で定める技術サ

ポート提供等の義務を負わないものとし、本契約に関してウイングアークの帰責事由に起因してお客様が損害を被った場合においても、契約・不法行為またはその他のいかなる責任の理論にかかわらず、ウイングアークがお客様に対して一切の責任を負わないものとします。

## 第8条（財産権）

本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、ウイングアークまたはウイングアークにソフトウェア、モジュール等の利用を許諾した第三者（以下「原権利者」といいます）がこれを保持し、本約款により明確に許諾したものを除き、すべての権利はウイングアークまたは原権利者に留保されるものとします。

## 第9条（制限事項）

お客様は、本約款またはウイングアークの書面による事前の承諾により明示的に許諾を受けていない限り、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① 本サービスを自己の内部業務目的以外で利用する行為
- ② 本サービスあるいは本約款に基づき付与された権利について、許諾範囲を超える利用、許諾、本サービスの複製（本サービスに含まれる情報・コンテンツのダウンロード等の手段を含むがこれに限られない）・改変、第三者への再使用（利用）許諾、再販、頒布および譲渡等する行為
- ③ インターネット上で本サービスへ「リンク」を貼ること、他のサーバその他のインターネット上で本サービスからアクセス可能なコンテンツを「フレーム」することおよび「ミラー」する行為
- ④ 本サービスを改ざんまたは消去し、あるいは本サービスを構成するソフトウェアを変更、改良、解析（リバースエンジニアリングを含む。）、逆アセンブルおよび逆コンパイルする行為
- ⑤ 他者になりすまして本サービスを利用する行為、あるいはパスワード・マイニングその他の手段により、本サービス、他者のアカウントもしくはコンピュータシステム、または本サービスに接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みる行為
- ⑥ ウイングアークおよび他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ⑦ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
- ⑧ ウイングアークまたは第三者の名誉、プライバシー、信用または財産権等の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- ⑨ 法令、条例等に違反する行為もしくは公序良俗に反する行為
- ⑩ ウイングアークが定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法またはウイングアークが通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為
- ⑪ ウイングアークが提供する本サービスの運営を妨げる行為
- ⑫ 本サービスを日本国外で利用する行為
- ⑬ 前各号の趣旨に照らし、ウイングアークが不相当と判断した行為

## 第10条（お客様のデータの保管等）

1. お客様は、本サービスの契約期間において、お客様および利用ユーザが本サービスに保存したすべてのデータおよび情報（以下「保存データ」といいます）について、バックアップを取っておくなど、ウイングアークの設備の故障その他の理由によるデータの消失に備え、自らの責任と費用で必要な措置をとるものとします。
2. お客様は、本データの返却が必要な場合、本契約（無料トライアルを除く）の終了後の翌日から 30 日間（以下「返却期間」といいます）において、本サービスから本データをダウンロード等で保存するものとします。ウイングアークは、返却期間経過後で、かつ、本契約の終了後 180 日以内に保存データを消去もしくは削除するものとします。お客様は、保存データの保管、削除、バックアップ等に関して、お客様または第三者に損害が生じた場合でもウイングアークが一切の責任を負わないことにつき、同意するものとします。
3. ウイングアークは、お客様の同意を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データおよび本サービスに記録されるログ等のデータを任意でバックアップできるものとします。
4. ウイングアークは、サービスシステム（主として本サービスの用に供することを目的とした設備で、ウイングアークが設置するものをいいます）の安全な運営および技術サポート上の問題を解決する目的に照らし必要があるとウイングアークが判断した場合を除き、保存データに対し、監視およびアクセスを行うことはありません。
5. ウイングアークは、お客様の承諾を得ることなく、保存データを開示・公開することはありません。ただし、次に掲げる場合に該当するとウイングアークが判断した場合については、お客様の承諾なく、全部または一部の保存データを開示・公開することがあります。
  - ① 法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の手續上必要とされる場合
  - ② ウイングアーク、または第三者の権利を保護するために必要な場合
6. 本サービスの一部として、ウイングアークの提携先企業（本サービスに含まれる情報・コンテンツの提供元である企業等を指すがこれに限られない。以下「提携先」という）のサービス（以下「提携サービス」といいます）と連携する場合があります。お客様が提携サービスを含む本サービスを利用する場合には、ウイングアークは、次条にかかわらず、提携サービス利用に関するデータ（提携サービスの利用実績を含むがこれに限られない）を提携先に提供できるものとします。
7. ウイングアークは、分析サービスの提供、本サービスの品質向上、利用環境の向上を目的として、お客様の個人情報や秘密情報を除く、お客様のアクセスログなど本サービスの利用情報を統計情報として利用することができるものとします。

## 第11条（秘密保持）

1. 本契約において秘密情報とは、一方当事者（以下「開示者」といいます）が、その形態および媒体にかかわらず、相手方（以下「受領者」といいます）に開示するすべての非公開の情報で、開示の形式にかかわらず、秘密と指定されたか、または情報の性質および開示の状況に鑑みて、秘密であると合理的に理解されるべきものをいうものとします。なお、秘密情報には、次の情報が含まれますが、それらに限定されず、かつ次の情報には秘密である

- 旨の指定を要さないものとします。① 本契約の条件、② 開示者の事業、マーケティング計画、テクノロジーおよび技術情報、製品設計、財務情報およびビジネスプロセス、③ 本サービス、④ お客様のデータ
- 次に該当する情報は、その該当する範囲内において秘密情報とはみなされないものとします。① 開示者に対する義務の違反なく、公知であるかまたは公知となった情報、② 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、開示者による開示前に受領者が知っていた情報、③ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密情報を参照せずに、受領者が独自に開発した情報、④ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、受領者が第三者から受領した情報
  - 次項および第5項を条件として、また開示者が明示的に書面で別段の同意をした場合を除き、受領者は次の義務を負うものとします。
    - 本契約に基づく受領者の義務を履行するために必要な範囲でのみ、開示者の秘密情報を使用すること、② 開示者の秘密情報を、受領者の取締役、役員、代理人、従業員およびその従業者に対してのみ、受領者が本契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲でのみ開示すること
    - 契約期間中およびその終了後2年間、善良な管理者の注意義務をもって、開示者の秘密情報の秘密性を厳重に保持して、開示者の秘密情報の不正な使用または開示を防止すること
    - 受領者が開示者の秘密情報を開示した者が、上記①②および③の各号に定める要件および制限事項を遵守し（次項および第5項を条件とする）、雇用または秘密情報の受領の条件として、少なくとも本契約に定めるものと同様に厳格な秘密保持義務に服することを確認すること。
  - 前項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、管轄権および権限を有する裁判所または行政機関の有効な命令または適用ある法令により要求された場合には、開示者の秘密情報を開示できるものとします。ただし、受領者は、開示者に当該開示について合理的な事前通知（法的に許容される限り）を行い、開示者の要請に基づき、開示者の費用で、開示者を合理的に支援して、開示者の秘密情報の将来の開示もしくは使用を防止しもしくは限定する命令またはその他の救済を得るものとします。
  - 第3項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、開示者の秘密情報を、自己の法律、会計、財務の専門家に対して、真正な法令、会計、税務上の目的に必要な限度で開示できるものとします。ただし、開示者は、それらの者が第3項の①②および③各号に定める要件および制限事項を遵守することを確認するものとします。
  - 各当事者は、個人情報およびプライバシー保護に関する法令を遵守し、また自己の取締役、役員、代理人、従業員、開示者が承認した再委託業者およびその従業者が遵守することを確認するものとします。
  - 各当事者は、受領者が本条の条項の何れかに違反したまたは違反するおそれがある場合には、損害賠償は開示者にとって十分な救済ではないこと、従って、開示者はその他の自己に可能な救済に加えて、当該違反または違反の虞に対する差止命令による救済を求める権利を有することに同意するものとします。
  - 本契約の満了時、解除時、解約時またはそれ以前の時における開示者の書面による要請に基づくもののほか、受領者は以下の義務を負うものとします。
    - 形態または媒体の如何を問わず、すべての開示者の秘密情報並びに当該秘密情報を含むすべての文書、記録、データおよび資料のすべての原本および複製物で、受領者の所有または管理下にあるものを、開示者の指示に従い、速やかに開示者に引き渡し、もしくは、廃棄または消去するものとします。
    - 受領者が開示者の秘密情報を提供したすべての者に、本項を遵守するよう要請するものとします。上記にかかわらず、本契約満了、解除または解約による本サービスの終了後のお客様のデータの返還または廃棄に関するウイングアークの義務については、前条第2項にのみ準拠するものとします。

## 第12条（本サービスの一時中断・停止等）

- ウイングアークは、次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合には、本サービスの全部または一部を一時的に中断もしくは停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。なお、この場合、ウイングアークは、その事由の発生から6時間以上前までに本サービスが停止される時期をお客様に対し通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない事由の場合はこの限りではないものとします。
  - サービスシステムの保守・工事等の計画停止、障害またはその他やむを得ない事由がある場合、
  - 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止した場合、
  - ウイングアークの合理的管理を超える状況（不可抗力、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議）が発生した場合、
  - ウイングアークの設備に不正アクセス等がなされた場合、または不正アクセス等が行われていると疑われる場合、
  - 提携サービスを提供する提携先が別途中断・停止等の事由を定め、当該事由が生じた場合、
  - 本サービスの適切な運用をする上でウイングアークが本サービスの一時中断もしくは停止が必要と判断した場合。
- 前項のほか、ウイングアークは、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部を中断または停止する措置をとることができるものとし、これらに対し何らの責任を負わないものとします。
- ウイングアークは前二項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をウイングアークが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、ウイングアークはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。

## 第13条（お客様の事由による本サービスの中断・停止）

- ウイングアークは、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合その他次の各号に準ずる状況が認められる場合は、期間を定めてお客様に対する本サービスの一部または全部の提供を中断または停止できるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。
  - 本サービスの利用申し込み、その他ウイングアーク所定の手続に際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - 第9条(制限事項)のお客様の義務の規定に違反したとき
  - 仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき
  - 公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき
  - 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき
  - 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき
  - 支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - 前各号に掲げる場合のほか、本約款に違反する行為でウイングアークの業務の遂行またはウイングアークのサービスシステムに支障を及ぼすおそれがある行為をしたとウイングア

- ークが判断したとき、または、お客様の本サービスの利用態様が、ウイングアークまたは他のお客様の利益を損なう恐れがあるとウイングアークが判断し、その利益保全のために他にとり得る効果的な手段がないとき。
- ウイングアークは前項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をウイングアークが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、ウイングアークはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。
  - 本条に基づく本サービス提供の中断または停止の期間が30日を越えた場合、ウイングアークは保存データの消失等について責任を負わないものとします。

#### 第14条（お客様の責任）

- 本サービスの利用に関連するあらゆる法律、条約、規則、あるいは規制について、お客様は遵守する責任があるものとします。
- お客様は、ユーザアカウントの無断使用、もしくは情報セキュリティ違反あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにウイングアークに連絡するものとします。また、本サービスを構成するソフトウェアやコンテンツ、ドキュメントのコピーや頒布行為あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くすことに同意するものとします。なお、ウイングアークは、お客様の通信もしくはデータへの第三者による無断アクセスもしくは改変、お客様が本サービス上で送信もしくは受信される情報及びデータ（ウイングアークが実際に受信したかどうかにかかわらず）、またはお客様が行った本約款の違反に基づく結果について、一切責任を負わないものとします。
- 本約款で別途定めがある場合を除き、お客様は、本サービスの利用に関して第三者との間で生じた紛争等は自己の責任と費用において解決し、ウイングアークまたは第三者に迷惑をかけず、何らの損害を与えないものとします。
- お客様が本約款の一に違反した場合、本約款に別途定めがある場合に加え、ウイングアークは直ちに本サービスの停止および本契約の解約ができるものとし、かつ、その結果ウイングアークに損害が生じた場合、ウイングアークはお客様に対して損害賠償を請求できるものとします。

#### 第15条（無保証および免責）

- 本サービスは、現状有姿のままで提供されるものであり、お客様は自己の責任において利用するものとします。ウイングアークは、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的及び特定の業務への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性および完全性、エラーまたは欠陥が修正されること、利用可能にするサーバにウィルスその他の有害な要素がないこと等について一切保証せず、いかなる仕様変更の義務も負いません。なお、本サービスが提供される前提であるインターネットではインターネットの利用度や電子取引等のデータ通信量などによって通信の制限や遅延する場合があります。
- ウイングアークは、保存データについていかなる理由において破損または消失してもお客様または第三者に対して一切の責任を負わないことをお客様は同意するものとします。また、前項による遅延や遅延による保存データの破損または消失等についてもウイングアークは一切責任を負わないものとします。
- ウイングアークは、次の損害については責任を負わないものとします。①天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力に起因してお客様に生じた損害 ②ウイングアークの設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合などお客様の通信環境の障害に起因してお客様に生じた損害 ③第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因してお客様に生じた損害 ④本サービスの提供にあたり用いられているウイングアークの設備などへの第三者による不正アクセスまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因してお客様に生じた損害 ⑤ウイングアークが製造したものではないハードウェアまたはウイングアークが制作したものではないソフトウェアおよびデータベースに起因してお客様に生じた損害 ⑥権限のある行政機関等の命令または法令に基づく強制的な処分に起因してお客様に生じた損害 ⑦その他ウイングアークの責めに帰すべからざる事由に起因してお客様に生じた損害。
- ウイングアークは、本サービスにおいて、お客様の便宜として、リンクを提供することがあります。ウイングアークは、それによりリンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから利用可能なコンテンツ、製品その他の内容について一切責任を負わないものとします。

#### 第16条（責任の限定）

- いかなる場合も、本契約に起因しまたは本契約に関連するウイングアークの責任は、契約責任、不法行為責任、またはその他の責任理論に基づくものかを問わず、自己に帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害について賠償責任を負い、かつ、その範囲は本契約に基づきウイングアークが受領した利用料金の直近6カ月分（初期費用その他料金を含まない）を超えないものとします。
- ウイングアークは、お客様に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、間接、特別、偶発的、結果的、補填または懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為またはいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合もしくは予見すべきであった場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

#### 第17条（解除）

- ウイングアークは、お客様につき次の各号の事由が生じたときは、何らの通知・催告なく、本契約を解除することができるものとします。①本約款の各条項の一に違反し、当該違反を是正するために相当期間を定めた催告後も是正されないとき ②仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき ③公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき ④監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき ⑤営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき ⑥支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき ⑦本約款に著しく違反し、または信頼関係を破壊する行為をしたとき。
- 前項の解除は、ウイングアークからお客様に対する損害賠償の請求を妨げません。また、お客様が前項各号の一に該当した場合、ウイングアークに対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
- 第1項に基づき契約を解除した場合、ウイングアークは、お客様から既に受領した本サービスの料金の返還義務（販売代理店を経由した場合は販売代理店に対してお客様が支払済みの料金を含む）を負わないものとします。

## 第 18 条 （反社会的勢力との関係を理由とする契約解除）

1. お客様およびウイングアークは、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③ 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること。⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客様またはウイングアークは、前項の表明・確約に反して、相手方または相手方の役員もしくは従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を即時解除することができるものとします。
3. 前条第 2 項および第 3 項の規定は、前項によりウイングアークが本契約を解除した場合に準用されるものとします。

## 第 19 条 （本サービスの終了）

1. お客様が本約款に違反した場合、ウイングアークは、その裁量により、お客様のユーザアカウントを無効にし、あるいは本サービスの使用を停止、終了させ、本サービス内のデータの削除および廃棄をすることがあります。
2. ウイングアークは、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。① 廃止日の 2 か月前までにお客様に通知した場合、② 天変地異などの不可抗力によって本サービスを提供できなくなった場合。

## 第 20 条 （お客様による補償）

お客様は、本サービスの違反利用もしくは本約款の違反により、あるいはこれと関連して発生する請求、費用、損害、損失、義務、出費（弁護士費用を含む）について、ウイングアークを補償し、損害を生じさせないものとします。

## 第 21 条 （第三者の権利侵害）

1. 本サービス内容あるいはその利用方法が第三者の知的財産権その他の権利を侵害または侵害したとして、第三者からお客様に対して裁判上または裁判外の請求がなされた場合、お客様は、ウイングアーク（およびウイングアークが指定する第三者）に対して、速やかに当該請求の事実および内容を通知し、当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関して実質的な参加の機会およびすべての決定の権限（弁護士等の選任の決定を含むがこれらに限られない）を与えるものとします。また、お客様がウイングアークにとって必要な協力をするを条件として、ウイングアークは、自らの費用と責任において当該請求につき解決するものとし、また、これにより生じたお客様の損害を合理的な範囲で賠償するものとします。
2. 前項の請求原因が、ウイングアークの責に帰すべからざる事由である場合、ウイングアークは、前項の責任を負担しません。

## 第 22 条 （約款の変更）

ウイングアークは、本約款または本サービスの内容をいつでも変更することができるものとします。本約款または本サービス内容を変更する場合、ウイングアークは、お客様に対して、ウイングアークのホームページ等において、変更時期、変更後の約款内容を掲示するものとし、また、本サービスのお客様の管理者に対して電子メール等の電磁的方法などによる通知をするものとします。この場合、当該変更時期以降に本サービスを利用したときに、お客様は変更同意したものとみなします。

## 第 23 条 （再委託）

ウイングアークは、本サービス提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、ウイングアークは、自らの責任と負担により再委託し、当該再委託先に本約款に基づく一切の義務を遵守させるものとします。

## 第 24 条 （フィードバック等）

ウイングアークは、お客様が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言またはその他のフィードバックを利用し、または本サービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有するものとします。

## 第 25 条 （存続条項）

第 8 条（財産権）、第 9 条（制限事項）、第 10 条（お客様のデータの保管等）、第 11 条（秘密保持）、第 14 条（お客様の責任）、第 15 条（無保証および免責）、第 16 条（責任の限定）、第 20 条（お客様による補償）、第 21 条（第三者の権利侵害）、第 24 条（フィードバック等）、第 26 条（一般条項）は本契約の満了、解除または解約による終了後も存続するものとします。

## 第 26 条 （一般条項）

1. 本約款は、いかなる法域の抵触法の規定にかかわらず、日本国の法律に準拠するものとします。
2. 本約款または本サービスに関連する一切の紛争、訴訟、請求および訴因については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本約款に別段の記載がある場合もしくはお客様とウイングアークとの両者捺印形式の書面により明示的に本約款の各条項の変更、本約款の条項の追加もしくは削除の合意を除き、お客様所定の注文書や印刷フォームもしくはドキュメントの文字や情報の記載は、本約款の条項、条件に追加および変更を加える効力を有しません。
4. 本約款の条項のいずれかが、管轄を有する裁判所により無効または強制不能と判断された場合には、当該条項は、無効または強制不能とされた条項の意向をできるだけ反映する内容で解釈され、他の条項は有効に存続するものとします。

5. 本約款または本サービスの利用を理由に、お客様とウイングアーク間のジョイント・ベンチャー、パートナーシップ、雇用および代理店関係が発生するものではありません。また、ウイングアークが本約款の権利および条項を強制しなかった場合でも、ウイングアークが書面によって同意しない限り、当該権利および条項を放棄したことはありません。
6. 本約款は、本約款に別段の記載がある場合を除き、本約款の対象についてのお客様とウイングアークの間のすべての合意を構成するものであり、文書、口頭を問わずあらゆる事前および同時の交渉、議論、合意に優先するものとします。
7. お客様およびウイングアークは、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。
8. お客様は、お客様と販売代理店等の第三者（以下「当該第三者」といいます）との間において本サービスを契約(売買契約、リース契約等を含むがこれに限られない)の対象物とした場合であっても、本サービスに関する一切の請求・紛争等については、お客様とウイングアークの間で本契約の条件において解決するものとし、ウイングアークは本契約に記載された事項を除きいかなる責任も負わず、お客様と当該第三者との合意はウイングアークに影響しないことを同意するものとします。

以上

2023年3月1日改訂